

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

同時発表：四国地方整備局

令和6年12月3日
水管理・国土保全局治水課
大臣官房参事官（上下水道技術）によどがわ くさかがわ
仁淀川水系日下川等を「特定都市河川」に指定

～流域のあらゆる関係者の協働による浸水被害対策の推進～

国土交通省では、流域治水の本格的な実践に向けて、流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和6年12月3日、仁淀川水系日下川等の計13河川（高知県）を特定都市河川に指定します。

- 今後、仁淀川水系日下川等では、国・県・市町村等からなる流域水害対策協議会を組織し、浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。
- また、別に定める日から、流域内において一定規模以上の宅地にする行為等については、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- 国土交通省では、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大していくこととしており、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ってまいります。

(添付資料)

別紙 「流域治水」の本格的な実践に向けた「仁淀川水系日下川等」の特定都市河川指定

参考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

【問い合わせ先】

- 河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課

課長補佐 富本 和也 (内線 35-582)

係長 野中 航太 (内線 35-684)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455

- 下水道に関すること

水管理・国土保全局 大臣官房参事官（上下水道技術）

課長補佐 外園 明成 (内線 34-324)

係長 長谷川 智明 (内線 34-314)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432

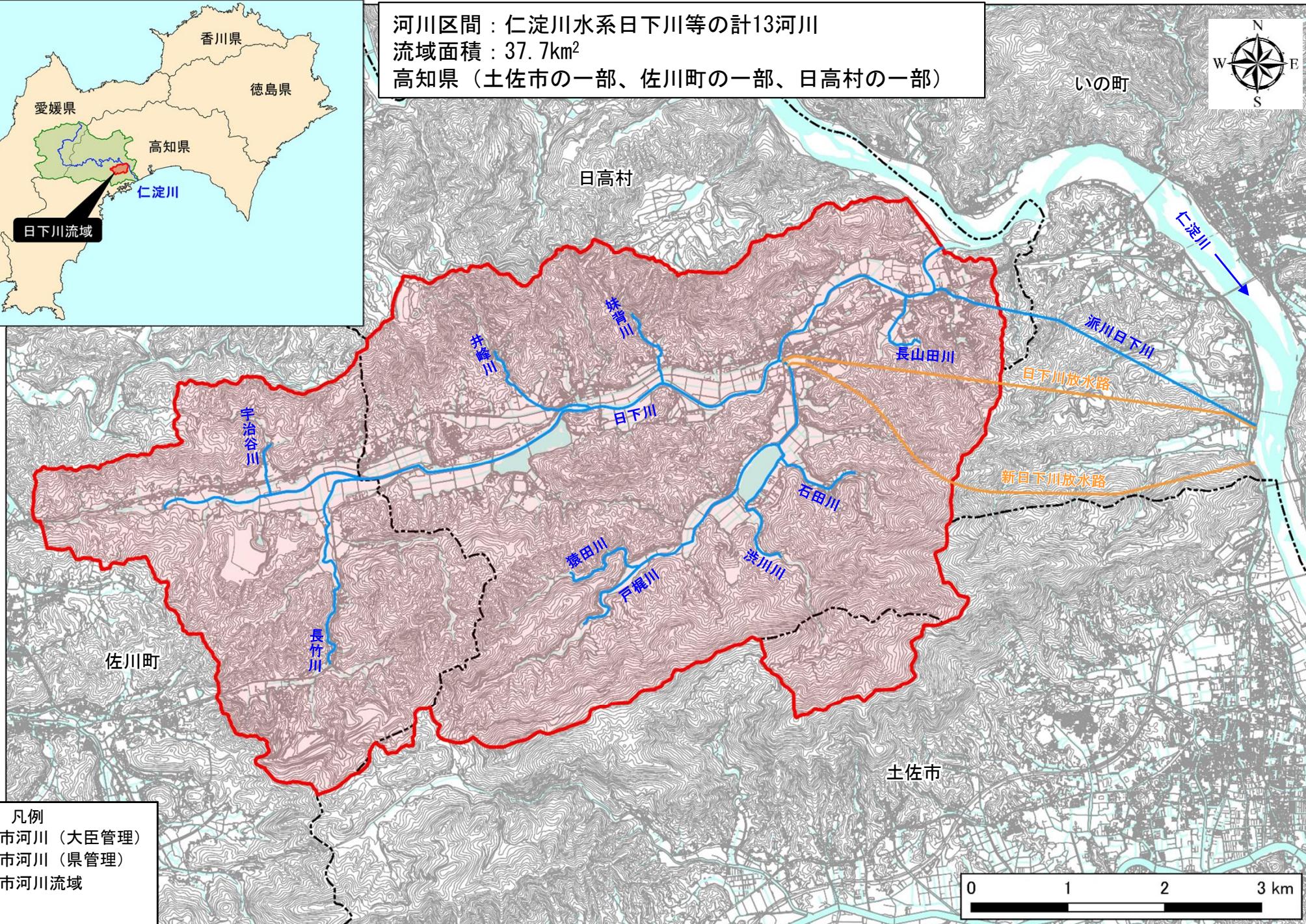
位置図



河川区間：仁淀川水系日下川等の計13河川

流域面積：37.7km²

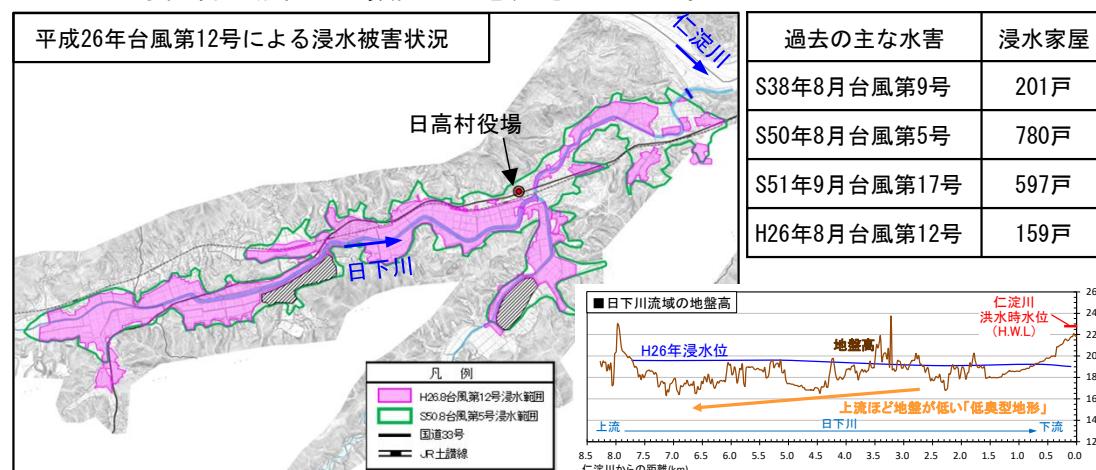
高知県（土佐市的一部分、佐川町的一部分、日高村的一部分）



「流域治水」の本格的な実践に向けた「仁淀川水系日下川等」の特定都市河川指定（2/2）

日下川流域の特徴

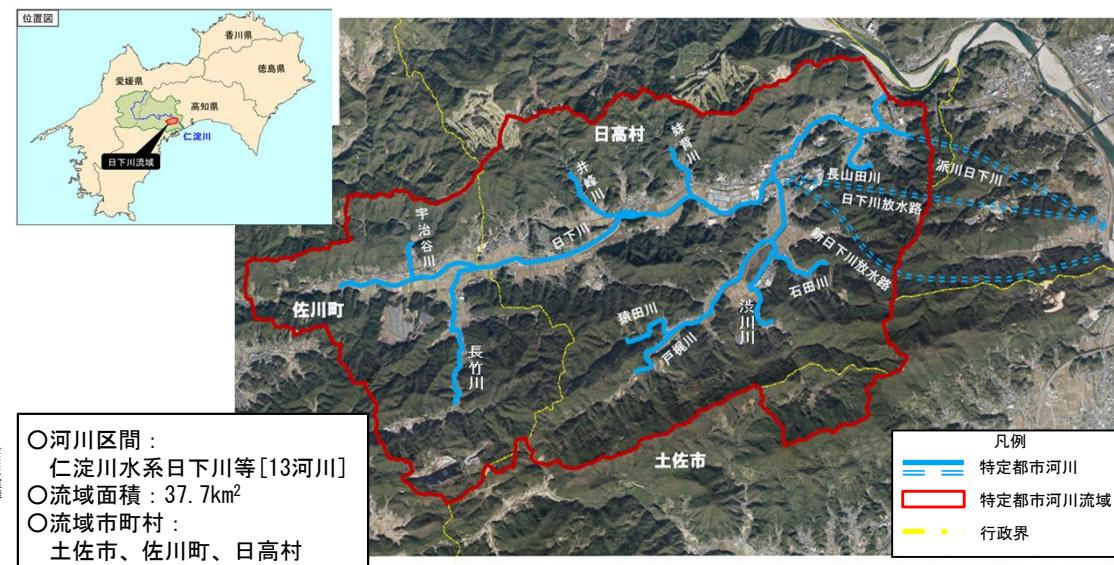
- 日下川流域は、上流に行くほど地盤が低くなる「低奥型地形」であり、仁淀川本川の影響を受けやすく、過去から浸水被害が繰り返し発生している。
- 平成26年台風第12号で甚大な浸水被害が発生したことから、同規模豪雨に対して床上浸水を防止するため、国は新日下川放水路の建設、県は日下川、戸梶川の改修、村は輪中堤の建設と「日高村水害に強いまちづくり条例」の制定に取り組むことで、国、県、村が連携し、ハード・ソフト対策を一体的に推進し、対策が完了した。
- しかし、地形的な特性から浸水被害リスクは残っており、また、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化も想定されている。



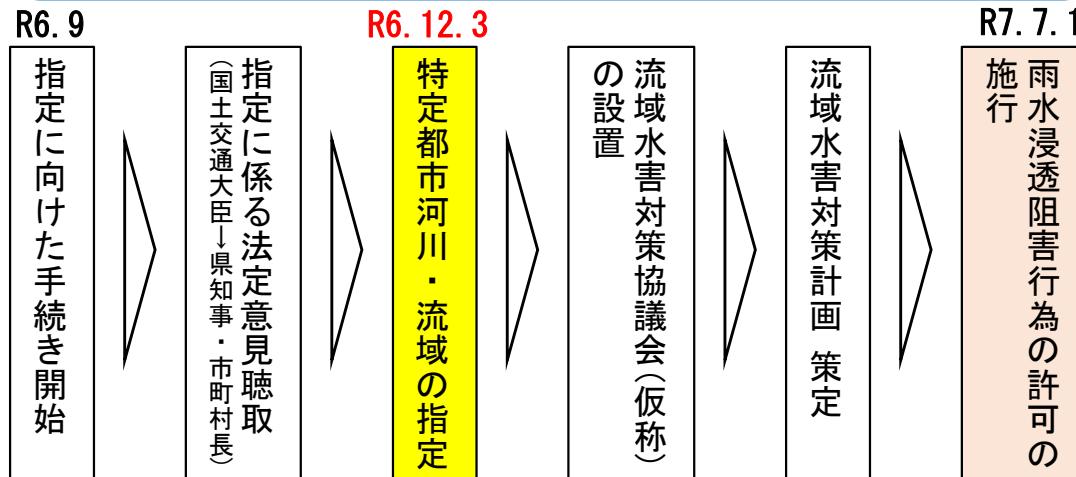
これまでの総合内水対策の取組に加えて、
特定都市河川の指定により、更なる治水対策の早期推進と
水害に強いまちづくりの実現（流域治水の推進）が必要

近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた 「流域治水」の加速化・深化

- R3. 3 「仁淀川水系における流域治水の推進方針」を策定。日下川流域の関係者と「部会」や「勉強会」を開催し議論を進めてきた。
- R5. 8 「流域治水」の取組を更に加速するため、気候変動を踏まえた「仁淀川水系流域治水プロジェクト2.0」を策定し、「特定都市河川の指定」を盛り込んだ。
- R6. 3 日下川等の特定都市河川の指定に向けて関係者間で合意



今後の予定

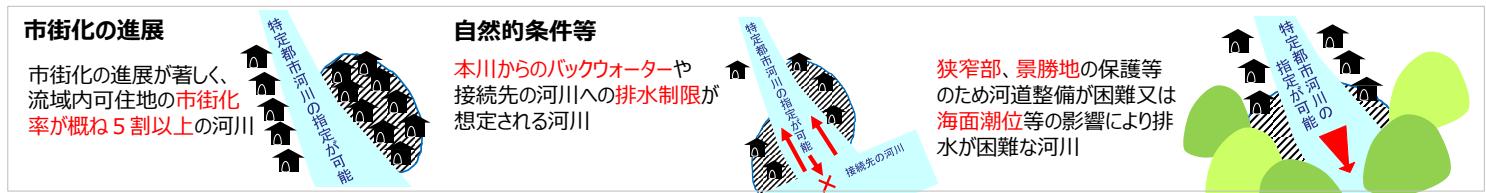


特定都市河川浸水被害対策法の適用

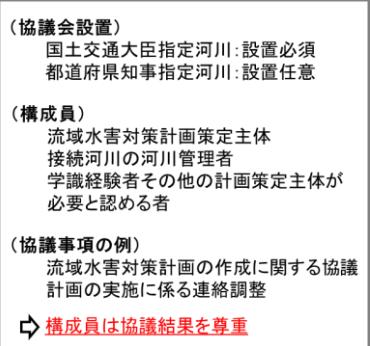
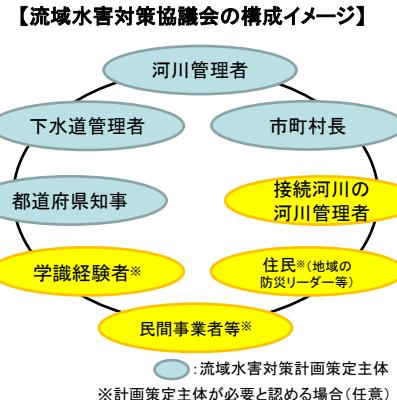
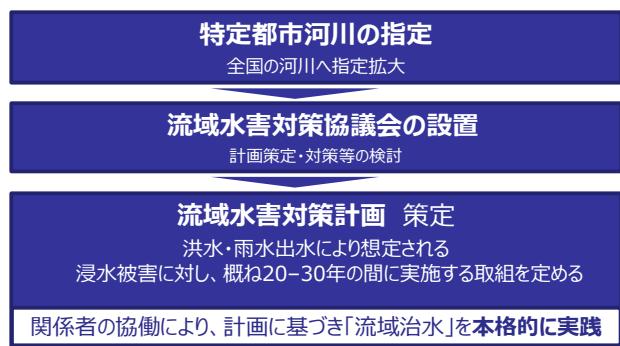
概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している 例) 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象



流域治水の計画・体制の強化



流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間**による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

- ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等**を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ (条例で0.1- 30m^3 の間で基準緩和が可能)

- ②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅除)
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**することで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の**安全性を事前許可制**することで移転を推進 (防災集中移転促進事業等)



浸水被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**



雨水浸透阻害行為の許可

田畠等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^3$ 以上
以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**

貯留機能を有する土地のイメージ